

新型コロナによる事業者の家賃負担を軽減する

家賃支援給付金

7月14日
オンライン
申請開始!

☆「家賃支援給付金」が申請できる条件

- ①今年5～12月の売上高(収入)がいずれかに該当する
 - いずれか1ヵ月の売上が前年同月比で50%以上減少 または
 - 連続する3ヵ月の売上合計が、前年同期比で30%以上減少
- ②事業のために使用している「事務所・駐車場・置き場」を賃借している

☆給付される金額は？

法人…最大600万円 個人事業者…最大300万円

※申請時の直近1ヵ月の賃料をもとに算出した月額額の6ヵ月分

例 借りている事務所の賃料が30万円(個人事業者の場合)

$30\text{万円} \times 2/3 = 20\text{万円}$ $20\text{万円} \times 6\text{ヵ月分} = 120\text{万円}$

賃料が37.5万円以下の場合、賃料の2/3が給付対象

上限
50万円

37.5万円を超えた場合、超えた部分の1/3が給付

☆申請に必要な添付書類

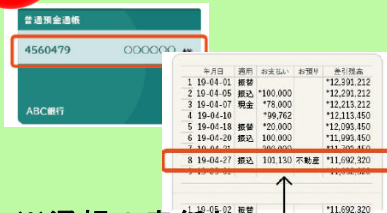
1

賃貸借契約書



2

直近3ヵ月の賃料支払が確認できる書類



※通帳の表紙と支払いページのコピー

3

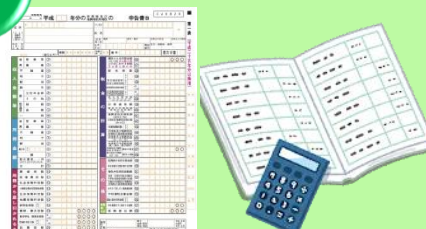
本人確認書類



※運転免許証、パスポートなど

4

売上減少が確認できる書類



※2019年確定申告書
売上減少した期間の台帳

申請は、「持続化給付金」と同様にオンライン申請となります。

手続きに不安のある方は、組合までご相談ください。

神奈川土建厚木支部 ☎:046-242-3992 FAX:046-243-1511